

## 届出制度

- ◇以下の行為を行おうとする場合には、行為着手の30日前までに町長への届出が必要となります。
- ◇この届出制度は、居住誘導区域外における大規模な住宅開発の動向を町が把握することを目的としており、個人の建築行為等を監視、抑制するものではありません。

### 【都市機能誘導区域外】（法第108条第1項、第2項、第108条の2）

- <開発行為> ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- <建築等行為> ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合  
②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合  
③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

### 【都市機能誘導区域内】（第108条の2）

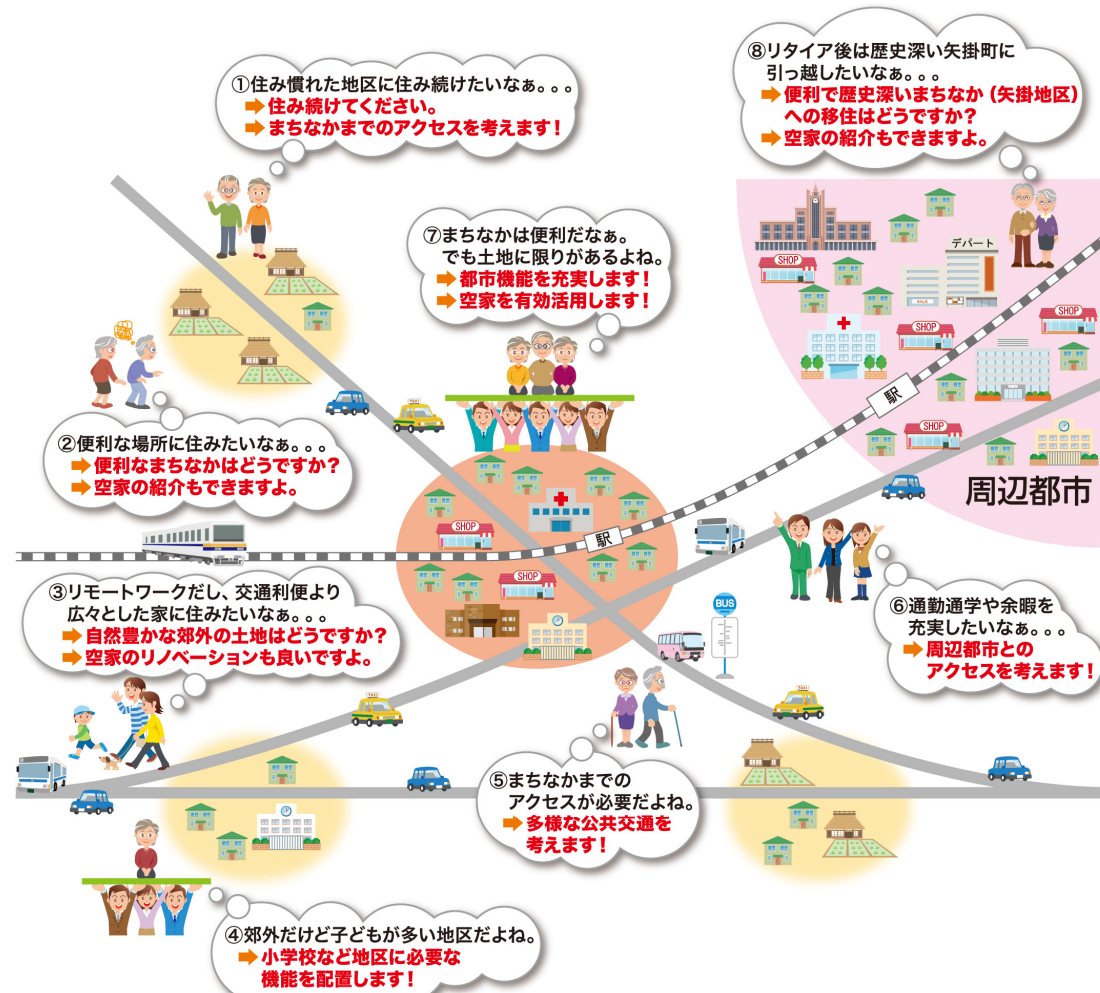
- 誘導施設を休止または廃止しようとする場合

### 【居住誘導区域外】（法第88条第1項、第2項）

- <開発行為> ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合  
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模1,000㎡以上の場合
- <建築等行為> ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合  
②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

## まちづくりのイメージ

- ◇計画は、強制的に居住を誘導するものではありません。
- 地区特性を活かした土地利用を展開し、多様なニーズに応じた暮らしの場を提供します。
- また、まちづくり全体として、公共交通の利便性を考えていきます。



## 矢掛町立地適正化計画

お問い合わせ：矢掛町 建設課管理住宅係 TEL：0866-82-1014

# 矢掛町立地適正化計画

## 【概要版】

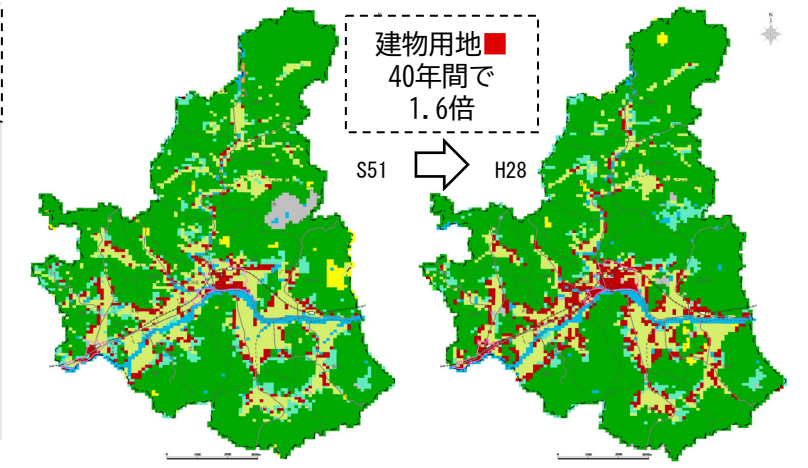
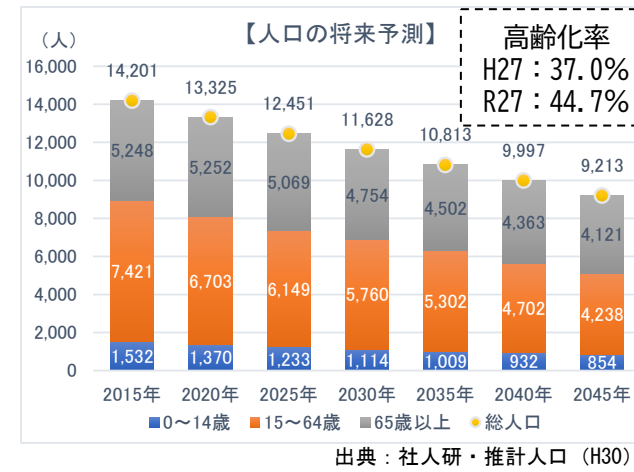
### 矢掛町立地適正化計画

- ◇人口減少や少子高齢化の進展、自然災害の頻発化・激甚化などを背景とし、財政等も含めた持続可能な都市づくりの推進が必要であることから、行政と町民・民間事業者が協力して持続可能な都市づくりを進めるための指針となる「矢掛町立地適正化計画」を都市再生特別措置法に基づき策定しました。

### 計画の方向性

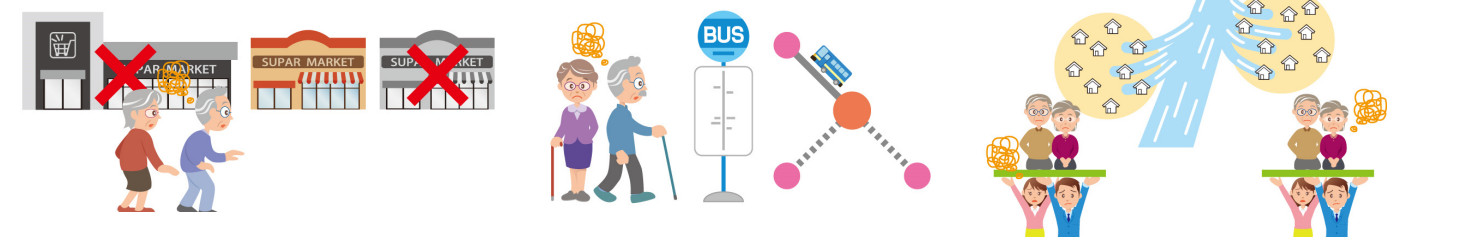
#### 矢掛町の状況

- ◇人口減少及び少子高齢化が進展し、今後もその傾向が予測されます。そうした中で、建物用地は拡大してきており、人口密度の低下が伺えます。



#### 矢掛町の将来（このままだと・・・）

- ◇人口減少及び少子高齢化がこのまま進み、人口密度が低下すると、店舗などの都市機能や公共交通の衰退を加速させます。また、防災力の低下も懸念されます。



#### 矢掛町の将来（そうならないために）

- ◇計画的な土地利用により、中心部における人口密度の確保で都市機能の存続を図るとともに、周辺地区との多様な公共交通を考え、暮らしの利便性を維持していくことが重要です。
- また、災害に対するハード対策とともに、ソフト対策（共助）により、防災・減災をめざすことが重要です。

